

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月7日(水) 午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員

20番 平井 正敏 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 4人

会長代理 1番 難波 明朗 委員

委員

13番 中西 公仁 委員 21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 23番 岩田 英明 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸      事務局主幹 前田 一郎      事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司      事務局主任 小山 八穂子      事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 佐々木次長	定刻となりましたので、ただいまから3月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。
花巻会長 (以下 「議長」)	ただ今から、平成30年3月の総会を開会いたします。 本日の出席委員は20名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。  それでは、これより議事に入ります。  まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	それでは、 議席番号(2)番 吉田 幸夫 (よしだ ゆきお) 委員と、 議席番号(3)番 福武 勝行 (ふくたけ かつゆき) 委員に申し上げます。  なお、本日の会議書記には、 事務局職員の小山主任 と、早乗副主任を指名いたします。  以上で議事日程第1を終わります。  続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。  議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 小山主任	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】  小山です。それでは説明させていただきます。  議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて15件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が14件、使用貸借権設定が1件となっております。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。  【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】

まず先月から保留の案件ですが、1番については取り下げ予定、2番については下限面積要件を満足するべく新たに利用権を申請中であり、4月1日付けの設定をもって許可要件を満たすことになるため、来月総会まで引き続き保留をお願いしたいとのことでした。

他の案件についてはご確認いただいている調査票のとおり、特に問題となる案件はありません。

今回の案件につきましては、1番、2番を除く13件について、すでに各地区協議会でご審議いただいた結果、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、15件のうち、1番と2番については保留、残る13件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしということですので、議案第1号は、15件のうち、1番、2番を保留、残す13件は許可と決定いたします。

議長 次に、4頁をお開きください。  
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

早乗 早乗です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて8件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

1番についてですが、特に問題はございませんでした。

2番についてですが、市街化区域・農地以外の土地で出来ない理由、申請地の選定に当たり、市街化区域の土地や他の土地と比較検討した上で、申請地を選定した具体的経緯、申請地でなければならない理由等をまとめた理由書と事業計画書の提出を、平成30年2月28日までに提出するように求めていましたが、提出されませんでした。

平成30年3月1日に開催された倉敷東地区協議会において、総会までに理由書と

事業計画書が提出されれば、総会で審議を行い、提出されなければ保留との意見でした。

平成30年3月6日付けで、これらの書類の提出がありましたが、事務局から指示していた内容の記載がありませんでした。

倉敷東地区協議会では、「総会までに理由書と事業計画書が提出されれば、総会で審議を行う」とご審議いただいておりますが、内容が不十分のため再度、書類の提出を求める必要があるため保留とするのが適切と考えます。

3番についてですが、平成30年2月28日付けで取下げとなっております。

4番についてですが、取下げの申し出があったため保留となっております。

5番から8番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました8件について、3番は取下げ、2番と4番は保留、残り5件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた5件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適切と考えます。

また、許可意見されました5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、1番から8番のうち、3番は取り下げ、2番、4番は保留1番、及び5番から8番の5件については許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3番は取り下げ、2番、4番は保留、1番及び5番から8番は許可といたします。

次に、6頁をお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員、白神委員、山本委員、岩田委員、に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、田邊委員、白神委員、山本委員、岩田委員 退席)

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
小山主任

【 議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から17頁にかけて96件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が35件、使用貸借が61件です。

また、利用期間の更新は49件で、更新切れを含む新規は47件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが1件、農地所有適格法人によるものが9件、農地利用集積円滑化団体によるものが19件、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて188,517.8㎡です。そのうち農地中間管理機構によるものは1,865.80㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第3号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、96件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

議 長

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

各委員

事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、1番から96番の96件につき、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

議 長

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。

事務局、6名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた6名の委員に報告いたします。

議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、18頁をお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局 日下部主任</p>	<p>【議案第4号 「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明】</p> <p>日下部です。説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、18頁に1件の申請がございました。</p> <p>平成30年1月11日付け(農委第7040005号)で許可とされていましたが、住宅部分の軒出の大きさに錯誤があったことに伴い、住宅部分の建築面積が82.22㎡から83.23㎡に変更となったため、事業計画変更承認申請書が提出されました。</p> <p>このことについて真備地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明では、「農地転用事業計画変更承認申請について」は承認との意見ですが、皆さんご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議無いものと認め、議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請について」は承認といたします。</p> <p>続きまして、19頁をお開きください。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願 について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】</p> <p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。19頁をご覧ください。玉島地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島乙島で、上成小学校の南約30mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。</p> <p>申請農地は大きく分けて4箇所に分散していますが、いずれも自宅から1km以内の農地です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p>

	ご審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は承認との意見ですが、皆さんご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は承認と決定します。</p> <p>以上で、審議事項は終わりました。</p> <p>引き続き、報告案件です。</p> <p>20頁、報告第1号から、31頁、報告第4号までを、事務局で一括して説明をお願いします。</p>
事務局 日下部主任	<p><b>【報告第1号から第4号について説明】</b></p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>20頁をお開きください。</p> <p>報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁から23頁にかけて26件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁に7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に25頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から30頁にかけて43件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に31頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、31頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p>



報告案件については以上です。  
ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長 ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員 (質問なしの声)

議 長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。  
以上で、すべての審議が終わりました。  
事務局から何かありますか。

事務局 **【事務局から連絡事項を伝える】**

議 長 ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は4月11日(水)です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時20分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成30年3月7日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員